

「特定投資家制度」における「期限日」のお知らせ

金融商品取引法第 34 条の 3 第 2 項及び第 34 条の 4 第 6 項に基づく「一般投資家から特定投資家への移行」の有効期限は原則として 1 年とされていますが、当金庫では、移行後最初に到来する 3 月 31 日(休日である場合を含みます)を「期限日」とさせていただきます。期限日の翌日以降は元の投資家区分(一般投資家)に戻りますので、継続をご希望の場合には、期限前に再度、移行のお手続きが必要となります。

商号等 : 熊本第一信用金庫 登録金融機関
九州財務局長(登金)第 14 号
加入協会 : 加入協会なし